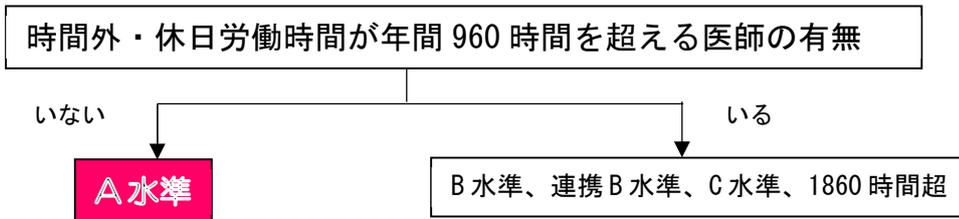


A水準の医療機関の皆様へ ～ 医師の働き方改革について確認をしてみてください ～

令和6年度（2024年度）から始まる医師の時間外労働の上限規制（以下、「上限規制」）において、県内のほとんどの医療機関はA水準の対象となります。これまでニュースレターでは、特例水準について多くの情報提供をしてきましたが、A水準の医療機関においても必要な取組みがありますので、自院の状況について今一度ご確認をお願いします。



チェックポイント

- ✓ 36（サブロク）協定締結に伴う様式が2024年4月から新しくなります。
たとえ数時間でも、36協定を締結せずに法定労働時間を超えて時間外・休日労働をさせると労働基準法違反です。
⇒令和5年2月発行第57号及び「医師の働き方改革2024年4月に向けたガイド」を参照ください。
- ✓ 面接指導実施医師の講習は受講されましたか。
月の時間外・休日労働が100時間を超えそうになった場合、面接指導を行わなければなりません。
面接指導は、管理者や上司以外で「面接指導実施医師養成講習会」の受講・修了者のみが行えます。
産業医も「面接指導実施医師養成講習会」の受講・修了が必要です。
⇒令和4年7月発行第50号、令和4年8月発行第51号
- ✓ 宿日直許可を取得していますか。
宿日直許可を取得していない場合や取得しているかどうかわからない場合は当直の時間が全て時間外労働となってしまいます。
他医療機関から派遣されている医師がいる場合に、派遣元医療機関の指定水準に影響を及ぼす可能性がありますから、派遣を打ち切られないためにも宿日直許可の取得をお勧めしています。
- ✓ 雇用している医師の兼業・副業先での労働時間を把握していますか。
病院の命令で派遣している場合だけでなく、医師が自主的に兼業・副業をしている場合も労働時間の把握が必要です。雇用している医師が兼業・副業先で労働している時間を把握し、上限規制に抵触していないか確認を怠らないようにしましょう。
- ✓ 医師の自己研鑽の基準を整理していますか。
労働時間になる業務か、対象とならない自主的なものなのか、時間外に病院にいる時間を労働時間と自己研鑽時間に切り分けて把握できるよう基準を決めておく必要があります。

<医療勤務環境改善研修会の開催>

今年も10月21日（土）に医療勤務環境改善研修会を開催します。高知県や高知労働局からの情報提供に加えて、2024年以後の高知県の医療の方向性について家保英隆高知県健康政策部長の特別講演を予定していますので、ぜひ会場で意見交換をなさってください。また、ご参加がかなわない方のために、ライブ配信やオンデマンド配信もご用意しています。10月2日（月）までに、以下勤改センターのホームページから奮ってお申し込みください。



高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30～17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

